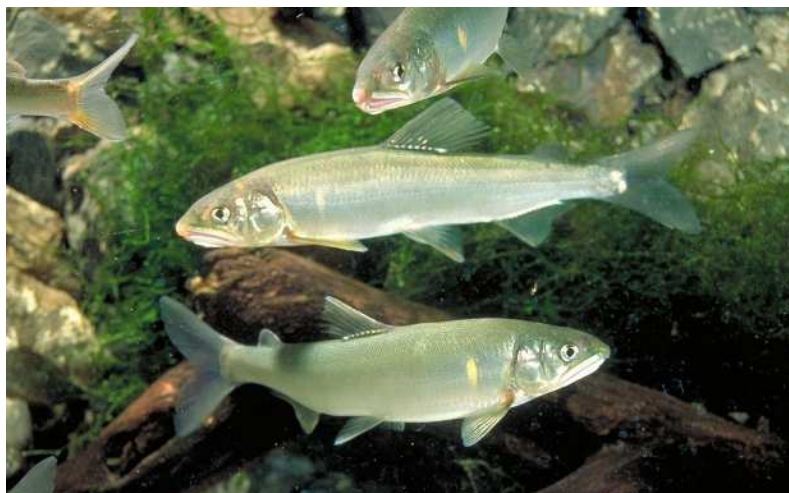


埼玉県水産業振興計画



埼玉県農林部
令和8年3月

目 次

I	はじめに	
1	策定の趣旨	2
2	期 間	2
3	埼玉県における水産業振興の基本的考え方	2
II	河川漁業	
1	河川漁業の現状と課題	3
	(1)魚の生息環境	3
	(2)漁協活動	6
2	河川漁業の目標	8
3	河川漁業における施策の展開	9
III	養殖業	
1	養殖業の現状と課題	12
2	養殖業の目標	14
3	養殖業の施策の展開	15
IV	施策の体系	16
V	用語集	17

I はじめに

1 策定の趣旨

本県の内水面漁業は、河川や湖沼で漁獲されるアユやワカサギ、湖沼や養殖池で養殖されるコイやホンモロコ等、和食文化と密接に関わる様々な食用水産物を供給するほか、キングヨやニシキゴイをはじめとした観賞用水産物の供給を行っている。

また、これら水産物の供給に加え、釣り場や自然体験活動の場といった自然と親しむ機会を国民に提供する等の多面的機能を発揮している。

しかし、河川等における内水面水産資源の生息環境の変化、オオクチバス等の特定外来生物やカワウ等の鳥獣による内水面水産資源の被害などにより、内水面漁業の漁獲量は大きく減少するなど、内水面漁業の有する水産物の安定的な供給の機能や多面的機能の発揮に支障を来すことが懸念される状況にある。

このような状況を踏まえ、平成26年6月20日、議員立法により「内水面漁業の振興に関する法律」（平成二十六年法律第百三号）が制定された。

法律は、「内水面漁業の振興に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、内水面漁業の振興に関する施策の基本となる事項を定める」としている。また、「都道府県は、当該都道府県の区域にある内水面について、内水面水産資源の回復に関する施策及び内水面における漁場環境の再生に関する施策を総合的かつ計画的に実施する必要があると認めるときは、基本方針に即して、これらの施策の実施に関する計画を定めるよう努めるものとする。」とされた。

そこで、本県の水産業の様々な課題に対応し内水面漁業の振興を計画的に推進するため埼玉県水産業振興計画（前計画）を平成28年2月に定めた。

今回、本県水産業のさらなる振興を図るため、前計画を改定し、新たな計画を策定する。

2 期 間

本計画の期間は、令和8年度から令和17年度までの10年とする。ただし、水産業を取り巻く環境の変化に対応するため、概ね5年後を目処に必要な見直しを行うものとする。

3 埼玉県における水産業振興の基本的考え方

本県の水産業は、豊かな県民生活と自然環境の保全に重要な役割を果たしており、将来にわたってこの恵沢を県民が享受することが出来るよう、魚影の濃い川の実現と養殖産地の維持、発展を図っていく。

Ⅱ 河川漁業

1 河川漁業の現状と課題

本県は、利根川、荒川という大河川が流れ、県土に占める河川面積割合が全国2位（3.9%）の「川の国」である。川では豊かな自然が育まれ、県民に潤いと自然とのふれあいの場を提供している。

河川漁業は動物性タンパク質の供給源を担った時代もあったが、現在では、釣りなど県民の健全なレクリエーションの場として役割を果たしている。また、漁協が行う増殖事業は自然環境の保全に寄与し、漁獲される魚は地域の食文化に活かされるなど河川漁業は多面的な機能を有している。

県内には9の漁業協同組合（以下「漁協」という。）が第五種共同漁業権免許を受け、放流など魚類資源の増殖に取り組んでいる。しかし、河川環境の変化やカワウ・外来魚等の漁業加害生物の増加等により、漁獲量は長期的に減少している。

漁獲量が減少していることなどから遊漁者も長期的に減少しており、遊漁料収入を経営の柱としている漁協では経営基盤が悪化し、漁協の義務である増殖事業にも支障を来す状況にある。

（1）魚の生息環境

◎ 漁獲量

河川の上流では、ヤマメ・イワナなどの渓流魚、中流ではアユ、ウグイ、オイカワなど、下流ではコイ、フナ、ドジョウなどが漁獲されている。漁獲量は昭和61年の3,460トンピークに減少を続け、平成27年度には93トンとピーク時の2.7%までに減少したが、以降は横ばいから微増で推移し、令和5年度は107トンであった（図1）。

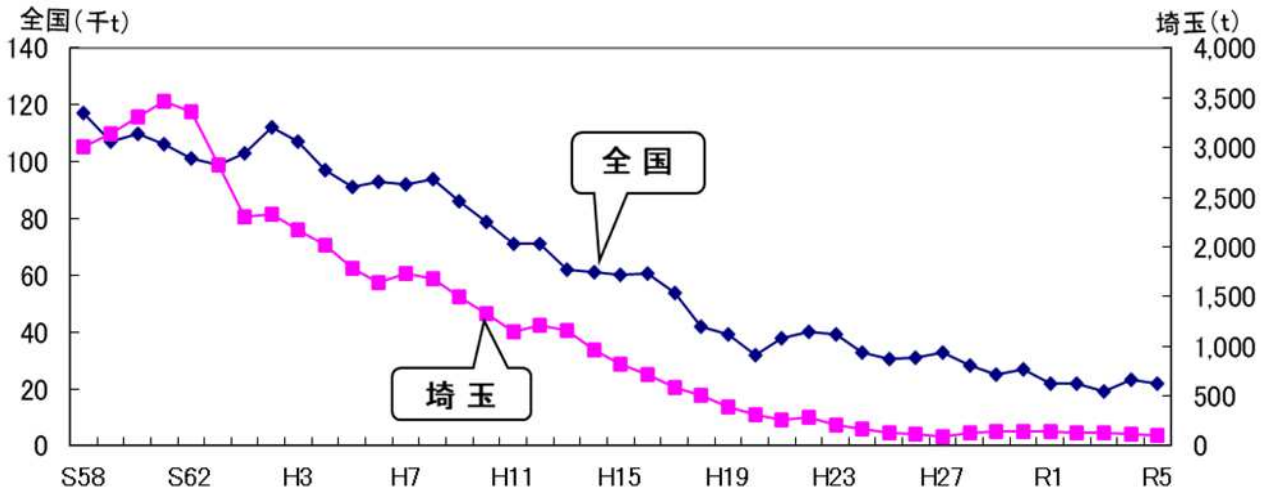


図 1. 河川漁業の漁獲量の推移.

ア 河川環境の変化

都市化地域の一部河川・水路では、護岸のコンクリート化等により、瀬や淵の減少、河床の部分的平坦化が生じ、産卵場や餌料生物の繁殖場に影響し、魚の隠れ場や稚魚の育成場が減少した。また、水利用の増大や少雨傾向等による河川流況の変化や寄居町玉淀ダム堰堤などの魚道が整備されていない堰等により魚類の往来に支障が生じるとともに、戦後の高度経済成長期における工業排水、生活排水の流入は著しい水質汚濁など河川環境に悪影響を及ぼした。

このため、水質汚濁防止法や公共用水域における水質環境基準が設定されるとともに、平成9年には河川法が改正され、「河川環境の整備と保全」が河川法の目的として明確に位置づけられた。

平成18年には、国土交通省が「多自然川づくり基本指針」を策定、令和6年に改訂し、「多自然川づくり」はすべての川づくりの基本であり、河川管理におけるすべての段階・過程を対象とすると示されている。

県においても県内の河川、農業用水、湖沼等の清掃活動や環境保全などの川の再生活動に取り組む団体を登録し、川の再生活動資材の提供や貸出を行うなど、県民と協働した川の再生に向けた取組を進めるとともに、団体同士の交流や情報共有を行う川の再生交流会等を開催し、団体の自主的な活動と団体同士の共助の仕組みの構築を促している。

一方で、機能が十分に発揮されていない魚道により魚の往来が阻害されている堰や、気候変動の影響により少雨の際に瀬切れが起きてしまう河川もある。

また、魚の生活に必要な瀬や淵が減少している河川があり、放流種苗が入手困難になっている魚種もあるなど、資源増殖方法を見直す必要がある。

イ 漁業加害生物による被害

① 外来魚

オオクチバスとブルーギルは昭和40年頃から間瀬湖などの湖沼で確認され、現在では山間部を除き県内ほぼ全域に生息している。

コクチバスは平成12年に荒川で確認されてから生息域が拡大している。

これら外来魚は、密放流等により県内各地に侵入したと考えられる。在来の魚を食害し外来魚しか見られなくなった沼もあるなど、外来魚は生態系の保全からも対策が必要となっている。

平成17年に「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」が施行され、オオクチバス・コクチバス・ブルーギル・チャネルキャットフィッシュが特定外来生物に指定された。県では現在、これら4魚種について再放流禁止の内水面漁場管理委員会指示を発出している。

② カワウ

県内のカワウ生息数は平成8年度には7,300羽であったが、平成29年度～令和4年度には1,000羽以下まで減少していた。

しかし、令和5年度は約1,500羽、令和6年度は841羽のカワウの生息が確認されており、さらに他県からも飛来している(関東カワウ広域協議会調べ)状況を踏まえ、対策の継続が必要である。

カワウは1日に500gの魚を捕食することから漁獲量減少の要因となっており、特に、漁協が放流したアユやヤマメなどの群れを放流直後に集団で襲うことが多く、深刻な問題となっている。

ウ 新たな疾病の侵入

平成7年に他県産のアユの放流種苗から県内に侵入した冷水病が、アユの漁獲量減少の一要因となっている。無菌種苗の放流など放流方法の改善が進み、被害は減少しているが、現在でも散発的に発生しており解決には至っていない。

平成16年にコイヘルペスウイルス(KHV)病が発生し、近年の発生件数は減少しているものの、コイの放流が実施できないため、コイ漁業の停滞を招いている。

他県からの種苗導入が恒常的に行われているため、アユのエドワジエラ・イクタルリ感染症など、本県未発生の新しい疾病の侵入が危惧されている。

(2) 漁協活動

◎ 漁協組合員数

漁協は、魚類資源の保護増殖や釣り場秩序の維持など内水面漁業の根幹をなす事業を行っている。組合員数は平成11年の11,526人から減少を続け、令和5年の組合員数は3,202人とピーク時の28%に減少している(図2)。

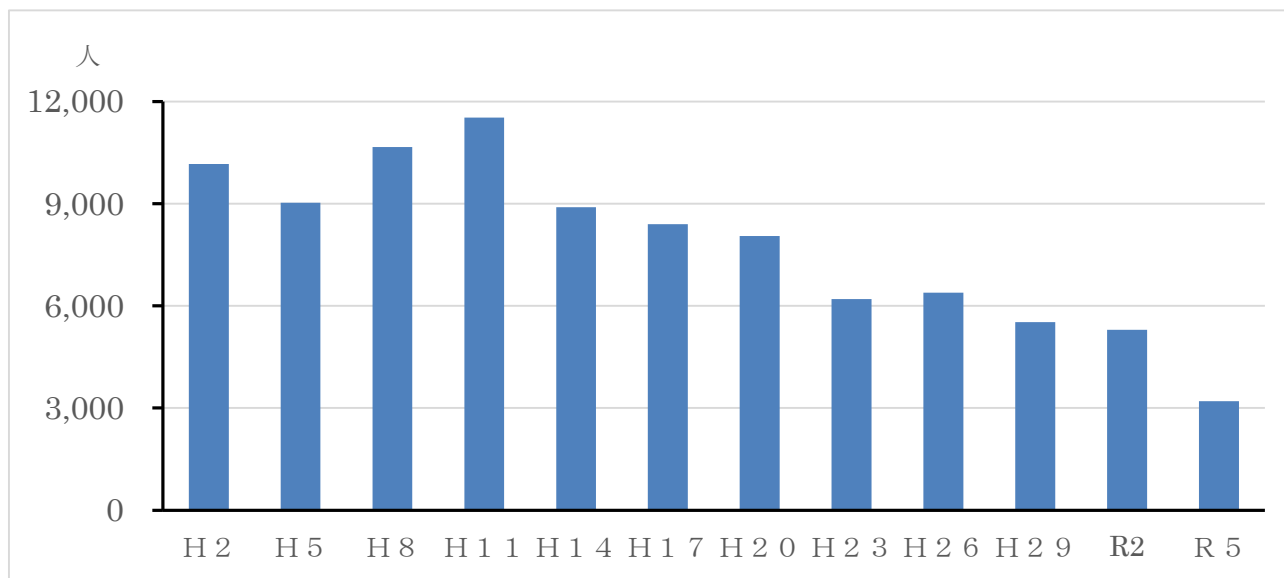


図2. 県内の河川漁協組合員数の推移.

◎ 漁協の増殖事業

漁協は、遊漁者が負担する遊漁料などを原資にして、放流や産卵場の造成など魚類の増殖を行っている。

漁協の放流金額は平成5年の9,405万円から、令和2年の1,560万円まで減少したが、それ以降は増加傾向で令和5年度は2,314万円である(図3)。

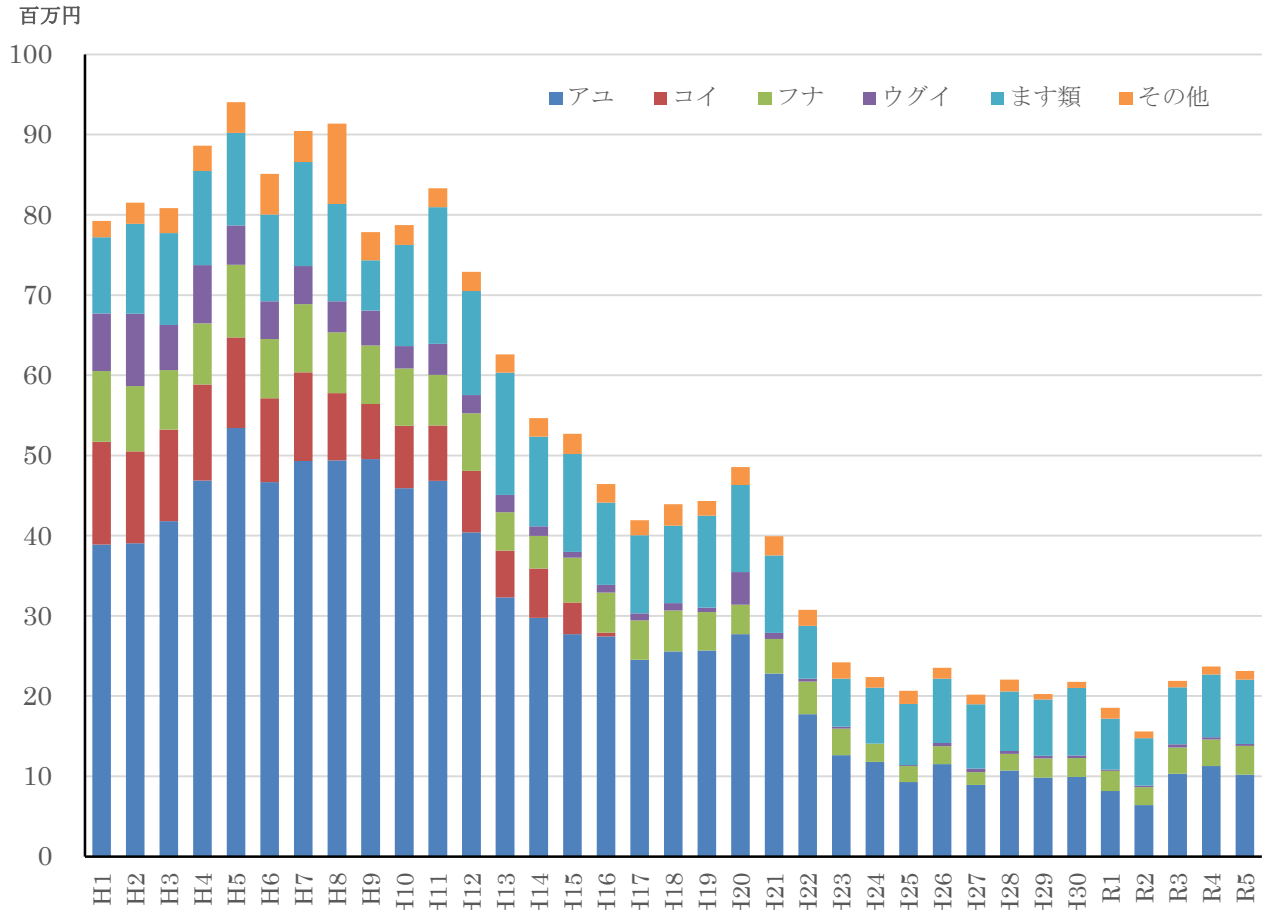


図3. 県内の河川漁協の放流金額の推移.

ア 漁協活動の停滞

① 組合員の高齢化と減少

多くの漁協では組合員の高齢化が進み新規の加入者が少ないため、組合員数が減少している。新規組合員の加入停滞は漁協活動の活性化を阻み、組合員数の減少は釣り場秩序の維持を図る漁場監視活動の縮小に繋がっているため、新たな担い手の確保が必要である。

② 遊漁料等収入の減少

遊漁者と組合員数の減少により漁協の主な収入源である遊漁料と漁業権行使

料の収入が減少し、漁協の経営状況が悪化している。経営状況の悪化は増殖活動の低下を招き、魚類資源の減少に拍車を掛ける状況にある。

県内における遊漁者の減少は、魚類資源の減少により魚の釣れない川が増えたことによる「漁場離れ」や、余暇活動の多様化などの社会環境の変化によるものと考えられる。

③ 厳しい漁協運営

収入の減少傾向が続いているなか、漁協では遊漁料収入の確保と漁協運営の効率化、漁場の活用見直しが進められているが、まだ十分ではない。このため、各漁協の経営は厳しいところが多く、毎年確実な黒字運営を行える漁協は2割ほどと少ないが、より健全な漁協運営に向けて各漁協とも努力を続けている。

◎ 課題

魚の生息環境

漁場環境

- ・ 魚のすみやすい川づくりの推進

資源回復

- ・ 資源増殖対策の充実
- ・ 外来魚の駆除と生息域拡大の防止
- ・ カワウによる被害の防止
- ・ 魚病の発生とまん延の防止

漁協活動

- ・ 担い手の確保
- ・ 遊漁者等の減少による収入の減少
- ・ 漁協運営の改善

2 河川漁業の目標

魚影豊かな川をつくる
賑わいのある川をつくる

3 河川漁業における施策の展開

～魚影豊かな川をつくるために～

内水面における漁場環境の再生に関する施策

◎具体的な取組

① 関係機関の理解の促進

- ・ 河川管理者などの関係機関に対し、魚のすみやすい川*づくりや河川漁業の担い手の活動に関する情報を提供及び共有するとともに働きかけを行い、森から海まで魚が往来できる川づくりの重要性や内水面漁業、漁協活動に対する理解を促進する。

② 技術支援

- ・ 河川管理者などの関係機関に対し、魚のすみやすい環境等の基礎情報や、河川構築物(堰等)により分断された魚類生息域をつなぐ有効手段としての魚道の設置、適切な維持管理に必要な情報を提供する。
- ・ 漁協などが行う産卵場の造成、水生生物のすみかや隠れ場所となる石倉の設置などについて技術指導を行う。

*魚のすみやすい川：魚がえさを取って成長し、隠れ、休み、移動し、子孫を残せる場所がある川。このためには、魚にとって豊富な水量と適切な水質、瀬や淵、河畔林など生活史にあった生息の場所や移動の経路があり、食物連鎖による多様な生物の循環が確保されていることが必要。

内水面水産資源の回復に関する施策

◎具体的な取組

① 増殖対策の充実

- ・ 産卵床造成や魚巢設置など、生態系を生かした魚の増殖を進め、アユやウナギなど河川を移動する資源の有効活用を図る。
- ・ 魚類資源の維持や保護の促進のため、水産資源保護法や県漁業調整規則などの関連法令の周知に努める。
- ・ 地球温暖化や豪雨等の環境変化を考慮した増殖技術の開発や普及を進める。特に、入手が困難になっている放流種苗の確保に向け、ワカサギの増殖技術の開発を進める。

② 外来魚対策

- ・ 外来魚の繁殖抑制や電気ショックーボート等による効果的な駆除技術の開発や普及を進める。

- ・ 漁協が地域住民やNPO等の団体と協働で行う外来魚駆除活動への指導、助言を行う。
- ・ 再放流禁止の委員会指示や密放流防止についての啓発を進める。

③ カワウ対策

- ・ カワウは広域を移動することから、関東地方全体のカワウの生息状況を注視しつつ、新たに発生するねぐらやコロニーに早期に対応することにより、定着を防ぐ。
- ・ カワウの生息状況や被害状況の調査に基づく効果的な駆除活動等を進め、「令和6年度からのカワウ被害対策の考え方について」（令和6年5月環境省・水産庁公表）の被害を与えるカワウの個体数を令和10年度までに半減させる方針を踏まえ、令和6年度改訂の「埼玉県カワウ対策計画」で定められた「令和6年度～令和10年度の生息状況調査平均数値1,042羽程度の目標」の達成を図る。
- ・ ドローンの活用等、カワウ被害を軽減するために役立つ情報を漁協や関係機関に提供し、指導、助言を行う。

④ 魚病対策

- ・ 漁協が放流する種苗の放流前検査などアユ冷水病発生状況調査を行い、アユ冷水病被害の軽減を図る。
- ・ KHV既発生水域におけるコイの放流技術の開発を進める。
- ・ エドワジエラ・イクタルリ感染症などの新たな疾病の情報を収集し漁協に提供する。

～賑わいのある川をつくるために～

内水面漁業の健全な発展に関する施策

◎具体的な取組

① 担い手の確保

- ・ 組合員の加入につながる魅力ある漁協活動の実施について指導、助言を行う。
- ・ 水産業協同組合法の改正を踏まえ、増殖活動の担い手の漁協加入を積極的に進める。
- ・ 漁協が地域住民やNPOなどと連携して行う漁場管理について、指導、助言を行う。
- ・ 地域の子供たちが水辺体験を通じて河川漁業に親しめるよう、漁協の増殖事業に小中学校等が体験学習として参加するなどの取組について助言等の支援を行い、次世代の担い手育成につなげる。
- ・ 漁協が地域ぐるみで行う生態系の維持・保全活動、体験活動に関し、国庫事業等の情報提供を行う。

② 遊漁の振興

- ・ アユが遡上している都市近郊河川の利用など新たな釣り場づくりを進める漁協の活動や渓流域の生態系に配慮した漁場利用について指導、助言を行う。
- ・ 日本釣振興会や関係団体と連携し、釣りの振興に関する情報提供及び埼玉県漁業調整規則や遊漁規則、委員会指示の周知及びその遵守に関する啓発を進める。
- ・ ワカサギ漁場の探索などにより、漁協による新規漁場の開拓を支援する。
- ・ 釣果・水温・河原へのアクセスなどの漁場情報を入手できる漁協ホームページの構築支援、遊漁券取扱販売場所の増設や電子遊漁券の導入に係る指導助言などにより、遊漁者の利便性向上を図る。

③ 漁協運営の見直し

- ・ 効果的な増殖方法や漁場管理について指導、助言を行い、新技術の導入や普及を進める。
- ・ 電子遊漁券導入などの効率の良い漁場管理について指導・助言を行い、漁協の収益性向上を図る。
- ・ 各漁協の事務体制の効率化を支援し、漁協活動の担い手の負担軽減を図る。

Ⅲ 養殖業

1 養殖業の現状と課題

本県の東部や北部の田園地帯では古くから川魚を食べる習慣があり、動物性タンパクの供給源としてコイの養殖が行われていた。昭和30年の頃からは水田で稲の栽培中にコイやニシキゴイの飼育を行う「稲田養鯉」が開始された。折からの観賞魚ブームによる需要の増加から水田を池にして養殖を専門化する生産者が現れたことから本県の観賞魚養殖が始まった。

本県では108戸の経営体が観賞魚及び食用魚養殖を営んでいる（令和5年）。本県の養殖は観賞魚が主体であり、キンギョ・メダカを含む「その他観賞魚」の生産者数が65戸と全国第1位の生産県となっている（2023年漁業センサス）。

また、埼玉県養殖漁協は、加須市に東日本最大の観賞魚流通市場を有し、東日本一円の観賞魚流通の中核を担っている。

食用魚では、平成元年頃まで主流の一つであったコイの養殖に代わり、平成8年頃から県東部・北部を中心にホンモロコが生産されているほか、ナマズ、マス類などの生産が一部の地域で行われている。

内水面漁業の振興に関する法律により、令和5年4月から陸上養殖業が届出制になった（うなぎを除く）。令和8年1月1日時点の届出数は全国で808件、うち当県の届出数は8件であり、チョウザメなどの生産が行われている。

表1. 観賞魚経営体数と全国順位

	1位	2位	3位	4位	5位
ニシキゴイ	新潟県 (220戸)	広島県 (21戸)	岐阜県 (14戸)	福岡県 (12戸)	埼玉県 (11戸)
その他観賞魚	埼玉県 (65戸)	愛知県 (50戸)	奈良県 (26戸)	熊本県 (18戸)	新潟県 (13戸)

(2023年漁業センサス)

◎ 観賞魚の生産高

平成元年の生産金額は5億7,900万円であったが、平成17年にはKHV病の影響により2億4,354万円まで減少した。近年の推移は横ばいであり、令和5年の生産額は3億5,121万円である（図4）。

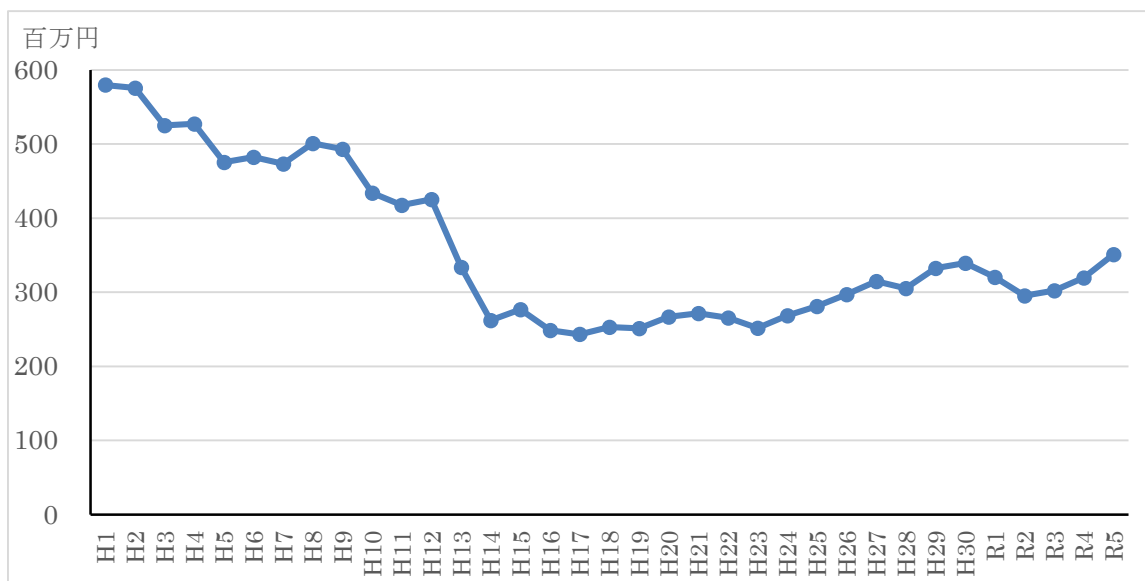


図4. 県内の観賞魚生産金額の推移.

◎ 経営体数

令和5年の経営体数は108戸で生産面積25.5haである。毎年数件の新規就業がある一方、高齢化等の理由により廃業する経営体もあり、緩やかな減少傾向にある(図5)。

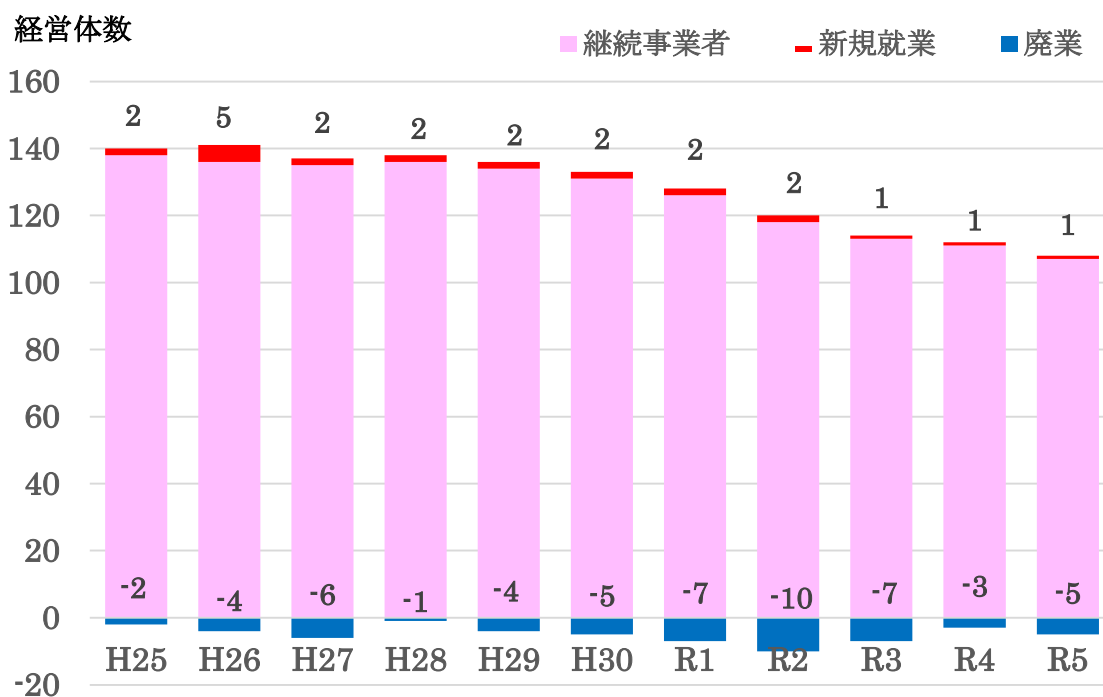


図5. 県内の養殖経営体数の推移.

(1) 担い手の育成

高齢化などにより廃業する生産者がいる一方、一定数の新規就業がみられる。就業希望者の相談や技術習得に関する研修及び自立に向けての指導を水産研究所が実施している。

(2) 魚病等への対応

キンギョヘルペスウイルス（GFHN）病のまん延により生産性が低下し生産者の収益が悪化している。また、水産で使用できる医薬品が限られているなか、薬剤の効かない疾病が増加している。

(3) 生産の安定

キンギョは品種数も多く、消費者の好みに合わせて楽しまれている。そのため、流通の拠点となる市場からは品揃えの充実とニーズに合わせた安定出荷が望まれている。

県内のキンギョ生産は、以前は選別が不要な小型の和金が多かったが、現在はニーズに合わせて多くの品種が生産されるようになった。一方で、ニーズの高い品種が年々変化していくため、新たな品種の導入や親魚等の確保が重要となってきている。

品種改良が活発なメダカは、令和2年のコロナ禍の外出自粛時期に取扱金額が大きく増加した。

ホンモロコでは一定の生産量を維持しているが、生産者個々の収益の差が大きい。陸上養殖に取り組む事業者は、安定生産に向けて試行錯誤を行っている。

(4) 顧客層の高齢化

本県が観賞魚の有数の産地であることを知らない県民が多い。

川魚料理を味わう機会が減少しており、顧客層が高齢化している。

◎ 課題

- ・ 新規就業者の継続的な確保と育成
- ・ 魚病被害の低減とまん延防止
- ・ ニーズに合わせた高品質・安定生産
- ・ 新たな顧客層の開拓

2 養殖業の目標

キンギョ等観賞魚生産の更なる高品質化
ホンモロコなどの食用魚生産を将来へつなぐ

3 養殖業の施策の展開

～キンギョ等観賞魚生産の更なる高品質化に向けて～
～ホンモロコなどの食用魚生産を将来へつなぐために～

内水面漁業の健全な発展に関する施策

具体的な取組

① 担い手の育成・支援

- ・ 就業希望者に対する相談や実地研修の充実を図り、自立までの指導体制を強化する。
- ・ 陸上養殖技術について研究を行い、陸上養殖に関する技術や知見の蓄積と普及を行うことにより、県内陸上養殖の安定生産を支援する。

② 魚病対策

- ・ 魚病のまん延を防ぐため、迅速な診断体制を整備する。
- ・ 魚病の発生を未然に防ぐため、生産者の巡回指導を強化する。
- ・ 魚病被害を低減するため、キンギョヘルペスウイルス病耐性系統キンギョの開発・普及を進める。

③ 生産対策

- ・ 気候変動への対応や、新たな魚種や品種の導入を促進するため、新技術の開発・普及や技術の平準化を進める。
- ・ 市場ニーズを反映した生産が進むよう、養殖漁協、関係団体、生産者間で市場情報の共有化を図る。
- ・ キンギョヘルペスウイルス病耐性系統キンギョやヒレナガニシキゴイなどの本県の特徴的な付加価値が高い観賞魚の親魚の確保や種苗供給を行い、生産者の経営の維持・安定化に寄与する。
- ・ 大型ホンモロコなど付加価値の高い商品の生産や6次産業化の取組を支援する。

④ 認知度の向上と顧客層の拡大

- ・ 高い品質を誇る本県養殖業の周知を行い、認知度向上を図る。
- ・ 地域に伝わる川魚料理に親しむ機会が少ない若い世代に対して、ホンモロコやナマズなどの本県特産の食用魚を使った料理を食べる機会を提供し、食文化の伝承と将来に向けた需要喚起を図る。

IV 施策の体系

振興法の施策

現状

課題

目標

施策の項目

【河川漁業】

内水面における漁場環境の再生に関する施策

内水面水産資源の回復のための施策

◎ 河川環境の変化
◎ 漁業加害生物による被害
・外来魚
・カワウ
◎ 新たな疾病の侵入

魚の生息環境
・魚のすみやすい川づくりの推進
・資源増殖対策の充実
・外来魚の駆除と生息域拡大の防止
・カワウによる被害の防止
・魚病の発生とまん延の防止

魚影豊かな川をつくる

- ① 関係機関の理解の促進
- ② 技術支援
- ① 増殖対策の充実
- ② 外来魚対策
- ③ カワウ対策
- ④ 魚病対策

内水面漁業の健全な発展に関する施策

◎ 漁協活動の停滞
・組合員の高齢化と減少
・遊漁料等収入の減少
・厳しい漁協運営

漁協活動
・担い手の確保
・遊漁者等の減少による収入の減少
・漁協運営の改善

賑わいのある川をつくる

- ① 担い手の確保
- ② 遊漁の振興
- ③ 漁協運営の見直し

【養殖業】

内水面漁業の健全な発展に関する施策

◎ 担い手の育成
◎ 魚病等への対応
◎ 生産の安定
◎ 顧客層の高齢化

・新規就業者の継続的な確保と育成
・魚病被害の低減とまん延防止
・ニーズに合わせた高品質・安定生産
・新たな顧客層の開拓

・キンギョ等観賞魚生産の更なる高品質化
・ホンモロコシなどの食用魚生産を将来へつなぐ

- ① 担い手の育成・支援
- ② 魚病対策
- ③ 生産対策
- ④ 認知度の向上と顧客層の拡大

V 用語集

〇2 ページ

内水面

河川・湖沼等の淡水水域。海面（海）に対する用語。

特定外来生物

「特定外来生物による生態系に係る被害の防止に関する法律」（外来生物法）に基づき、生態系や人の生命・財産、農林水産業等に被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして政令で定める外来生物（卵や種子、器官等を含み、生きているものに限る）。

多面的機能

内水面漁業の生産活動が行われることによる自然環境の保全等、水産物の供給以外の様々な機能のこと。

〇3 ページ

第五種共同漁業権

内水面において魚を採捕する権利。漁業法に基づき都道府県知事が漁協に増殖を義務づけて免許する。

漁業加害生物

外来魚やカワウ等、水産資源を食害するなど水産業に被害を与える生物。

遊漁者

当該漁場において、漁協に属さない水産物の採捕者。一般的にはレジャーを目的に釣りや網等により水産物の採捕をする人。

遊漁料

漁業権が設定されている河川等において、漁協に属していない人が釣り等により漁業権魚種の採捕を承認してもらうときに漁協に支払う料金。遊漁料から放流や産卵床造成等の増殖費用がまかなわれる。

〇4 ページ

魚道

魚類等が堰等の河川横断構造物を越えて行き来するために設置される構造物。

〇5 ページ

オオクチバス

北アメリカ原産の外来魚。体長 30～50 cm、魚食性。

ブルーギル

北アメリカ東部原産の外来魚。体長約 25 cm、雑食性。

密放流

放流等が禁止されている生物を必要な手続きを踏まず意図的に河川等に放流すること。

カワウ

魚食性の大型鳥類。翼開長約 130 cm、体重約 2 kg。1 日当り 500 g の魚を食べる。コロニー（繁殖地）をつくり集団で繁殖する。

冷水病

マス類やアユに発症する致死率の高い北アメリカで発見された感染症。国内では 1985 年ごろにギンザケやニジマスで初確認。アユでの症状は鰓蓋下部の出血や体表の穴あき等で、アユ不漁の原因となる。

エドワジエラ・イクタルリ感染症

細菌性の感染症で、眼球突出、体表赤斑点、肛門発赤、腹水などの症状が見られる。アユにも感染する。アユの場合、目立った症状を示さないケースも多くある。

〇7 ページ

産卵場の造成

魚が産卵する場所を人工的に造ること。ウグイやオイカワでは河床の掘り起し、コイやフナでは水草に模したビニール片を水面に設置する。

漁場監視

釣人や漁業をしている組合員が規則に違反していないか、適正な漁場利用がなされているかを監視すること。

漁業権行使料

漁協の組合員が漁業を営むために漁協に支払う料金。

〇9 ページ

石倉

魚類等が隠れられるように川底に石を積みあげた構造物。または漁法。

繁殖抑制

生物の個体数減少を図るために、産卵等の繁殖行為を抑制すること。

電気ショッカーボート

水中に電流を流す装置を搭載したボート。水中に電気を流すと、魚はショックを受けて浮いてくるが、5 秒程度で回復するので、その間に魚をすくい取る。外来魚駆除に用いることが多い。

〇12 ページ

陸上養殖

一般的には、魚やエビなどの水生生物を閉鎖された環境で育てる養殖方法をいう。当振興計画では、内水面振興法の届出養殖業と指定養殖業（うなぎ養殖業）を「陸上養殖業」として扱っている。



埼玉県マスコット
コバトン

埼玉県水産業振興計画

埼玉県農林部生産振興課
花き・果樹・特産・水産担当

〒330-9301

埼玉県さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話 048-830-4151

FAX 048-830-4843

E-mail a4151@pref.saitama.lg.jp